定　款

第1章　総 則

（商号）

第 1 条　当会社は、アクセルマーク株式会社と称し、英文では、AXEL MARK INC. と表示する。

（目的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットによる画像・音声・音楽・映像・書籍配信
2. 広告物、出版物、デジタルコンテンツ及びそれらのデザインの企画、制作及び販売
3. インターネットにおける情報検索システムの企画、開発、売買、使用許諾
4. インターネットにおける情報検索サービスの運営管理
5. 広告宣伝の企画、制作及び広告代理業並びに広告宣伝の情報媒体の売買
6. インターネットを利用した各種情報提供サービス、情報処理サービス、広告配信サービス及び情報提供仲介サービス並びにそれらに関するシステムの企画、開発、制作、プロモーション、販売、使用許諾及び保守
7. 著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、実施・使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
8. 音楽家（歌手、作詞家、作曲家等）、芸能タレント、映画監督、脚本家、演出家、スポーツ選手、その他著名人等の育成並びにマネジメント
9. ラジオ、テレビ、インターネット放送番組、コマーシャルフィルム、コマーシャルソングの企画、制作、請負並びに版権事業
10. 音声、映像のソフトウェアの企画、制作、製造、販売、使用許諾及び版権事業
11. 音声、映像、音楽又はそれらの複合著作物の利用の開発及び管理
12. 書籍、文具、玩具、美術工芸品、衣料品、服飾品、貴金属、宝飾品、バッグ、雑貨のリメイク、企画、制作、販売及び輸出入
13. 通信販売業務
14. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像をつけたもの及びテレビ、映画、漫画、インターネット等に登場する人物、動物等の名称や特徴を施した衣料品、文房具、装身具等）の企画、制作、販売、著作管理及び印税の管理並びに原盤の管理
15. コンピュータソフトウェア、ハードウェアに関する企画、制作、販売、賃貸、使用許諾及び保守
16. マーケティングに関する企画、調査
17. 音楽、映画、演劇、演芸、公演の制作及び講演その他各種催物の企画、制作及び興行並びにそれらの請負
18. 書籍、雑誌、楽譜、その他の印刷物及び電子出版物の企画、編集、制作、出版及び販売
19. 電気通信事業
20. 教育研修事業
21. 飲食店の経営

22. 投資業
23. 製作委員会等の組合の組成、運用及び管理
24. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
25. 商業デザインの企画、設計
26. 国内外の会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
27. 古物の売買及び受託販売並びに輸出入
28. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
29. 暗号資産交換業
30. 暗号資産の企画、開発、発行、売買、仲介、斡旋及び管理
31. 暗号資産及びブロックチェーンに関するプラットフォーム、アプリケーションの企画、開発、制作、プロモーション、販売、運営、使用許諾及び保守
32. 医療およびヘルスケア関連事業の営業、調査、マーケティングの支援
33. 医療およびヘルスケア関連商品の輸入、開発、製造、販売
34. 医療、健康に関する情報提供サービスその他のヘルスケア関連サービスの提供
35. 前各号に関するコンサルティング及び経営コンサルティング
36. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　当会社は、本店を東京都中野区に置く。

（機関）
第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会
（2）監査等委員会
（3）会計監査人

（公告方法）
第 5 条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株 式

（発行可能株式総数）
第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、4,200 万株とする。

（単元株式数）
第 7 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第 8 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使

することができない。
（1）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（2）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

（自己株式の取得）
第 9 条　当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）
第１１条　当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年 12 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年９月 30 日とする。

（招集権者及び議長）
第１４条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
②株主総会においては代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）
第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出することを要する。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名以内とする。

②当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第１９条　監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とをそれぞれ区別して株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の解任）

第２０条　取締役の解任決議は、第１６条第２項の規定にかかわらず、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（任期）

第２１条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。代表取

締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

②取締役会においては代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発送するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（代表取締役及び役付取締役）

第２４条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から社長１名を定め、必要に応じて、会長、副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２６条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第２８条　監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発送するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（常勤の監査等委員）

第３１条　　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規則）

第３２条　　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第６章　　会計監査人

（選任方法）

第３３条　　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第３４条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第３５条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第３６条　　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　　計　算

（事業年度）

第３７条　　当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第３８条　　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第３９条　剰余金の配当としての期末配当は毎年９月 30 日、中間配当は毎年３月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第４０条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

②未交付の配当財産には利息をつけない。

附　則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条　当会社は、第 26 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第１項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

平成 20 年 12 月 17 日 改訂
平成 21 年 12 月 16 日 改訂
平成 22 年 １月 ６日 附則削除
平成 22 年 12 月 17 日 改訂
平成 23 年 ９月 ５日 改訂
平成 23 年 10 月１日 附則削除
平成 23 年 12 月 16 日 改訂
平成 24 年 11 月 14 日 改訂
平成 24 年 12 月 19 日 改訂
平成 25 年 ４月 １日　附則削除
平成 27 年 12 月 16 日　改訂
平成 30 年 12 月 20 日　改訂
令和 ３年 12 月 23 日　改訂
令和 ４年 12 月 23 日　改訂
令和 ５年 ３月 25 日　附則削除
令和 ６年 12 月 20 日　改訂